

17 - 受付カウンタ - 、公衆電話

【基本的な考え方】

受付カウンタ - や公衆電話を設ける場合は、車いす使用者の利用に配慮するだけでなく、高齢者や視覚障害者などすべての人が快適に利用できるように配慮することが必要です。車いす使用者が快適に利用できる高さのカウンタ - は、高齢者等がいすに座って利用できるものとなります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
受付カウンタ - 、公衆電話台「13-3」構造	受付カウンタ - 、公衆電話が設置された台その他これらに類するものを設ける場合には、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用することができる構造とすること。	天板の高さを70cm程度とし、下部には、60cm～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保します。
公衆電話ブ - ス「13-4」出入口の有効幅員戸の構造	公衆電話所の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80cm以上であること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
受付カウンタ - 公衆電話機	<ul style="list-style-type: none"> 受付カウンタ - 等の前面には、車いす使用者が円滑に近接でき、回転できる水平部分を確保します。 車いす使用者に配慮した受付カウンタ - 等には、必要に応じて高齢者などが利用できるよう移動できるいすを用意します。 聴覚障害者などに配慮し、音声増幅装置付きの電話機やファクシミリを設置します。 視覚障害者に配慮し、カ - ドの挿入口やコインの投入口等に、点字による表示をした電話機を設置します。 建築物内に公衆電話を多数設置する場合には、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者などに配慮した電話機を、建築物の出入口付近などに設置します。 障害者の利用に配慮した機能を備えた電話機を設置した場所には、その旨を見やすい位置に表示します。 電話機の前面には、車いすが回転できる水平面を確保します。 	150cm×150cm以上のスペースを確保します。
公衆電話ブ - ス	<ul style="list-style-type: none"> 電話機の操作ボタンの高さは、車いす使用者の手の届く位置とします。 公衆電話ブ - スには、手すりを設置します。 公衆電話ブ - スには、必要に応じて高齢者などが利用できるよう移動できるいすを用意します。 	150cm×150cm以上のスペースを確保します。 押しボタンの中心の高さは、90cm～100cm程度とします。

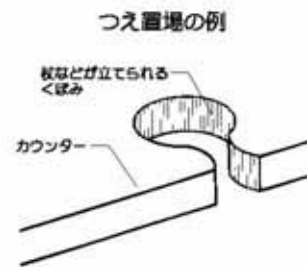
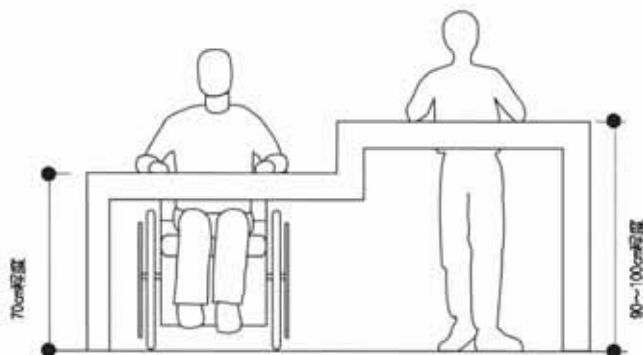
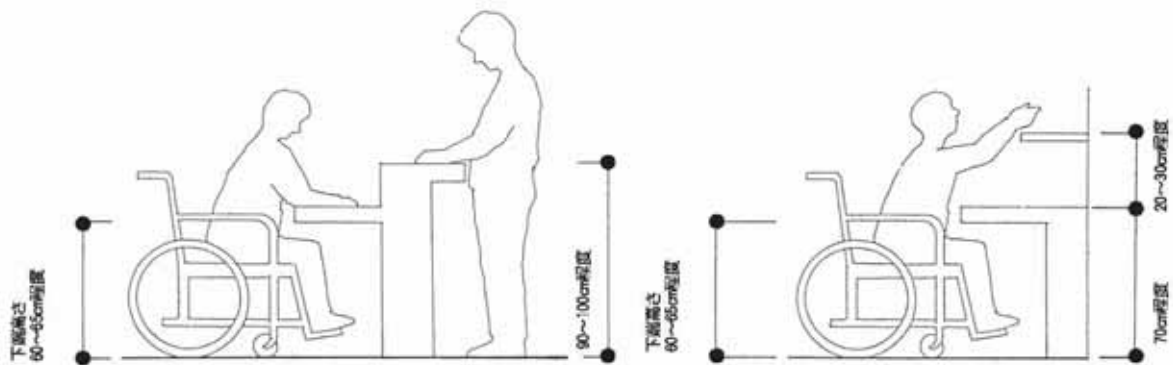
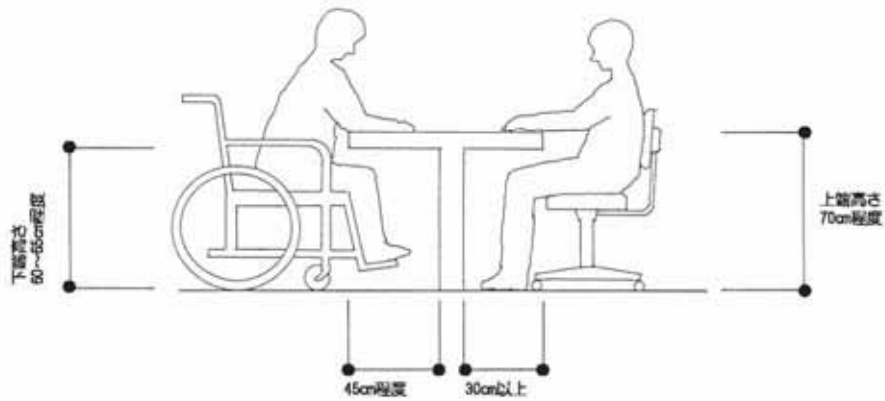
受付カウンタ - 、公衆電話

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
呼出設備	<ul style="list-style-type: none">・ 受付カウンタ - 等には、視覚障害者や聴覚障害者などに配慮し、音声案内装置や電光掲示板等を設けることが望まれます。・ 公衆電話ブ - スを設ける場合には、利用しやすいように照明設備に配慮します。・ 受付カウンタ - 、公衆電話ブ - スには、つえを掛けることができる器具などを設けます。・ 物販店舗に試着室を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるように大きさ、段差、戸の形式（外開き）に配慮します。	
照明設備		
つえ置場		
試着室		

受付カウンター、公衆電話

カウンター等の基本寸法



電話台等の基本寸法

